

1. 事業説明シート

|     |                      |      |           |     |             |      |     |
|-----|----------------------|------|-----------|-----|-------------|------|-----|
| 事業名 | 道路事業[緊急道路整備改築事業(国補)] | 事業箇所 | 韮崎市中田町小田川 | 地区名 | 国道141号(小田川) | 事業主体 | 山梨県 |
|-----|----------------------|------|-----------|-----|-------------|------|-----|

**(1) 事業の概要**

**①課題・背景**  
 一般国道141号は韮崎市本町を起点に長野県上田市に至る幹線道路であり、第一次緊急輸送道路にも指定されている。本事業区間は、国道141号柳原神社前後の360m区間で、韮崎市街地から須玉ICを結ぶ重要な幹線道路である。現在、三村橋入口交差点から柳原神社手前までは電線類地中化整備済み区間であり、災害時の緊急輸送路・避難路の確保、また、安全で快適な通行空間の確保のため引き続き電線共同溝整備が必要がある。

**②整備目標・効果**  
 □主要目標 ○都市災害防止  
 緊急輸送路の指定：指定あり(第一次緊急輸送道路)  
 自動車交通量 9,611台/12h(H27センサス) > 3,428台/12h(平日) 以上※  
 ※ 評価基準値  
 他事業との連携：整備済み区間に連続する区間 あり

□副次目標 ○歩行者等の安全性の確保  
 歩行者・自転車交通量139人台/12h(H27センサス) > 93人台/12h※  
 自動車交通量9,611台/12h(H27センサス) > 3,428台/12h(平日) 以上※  
 通学路の指定 有(予定)  
 現況の歩道幅員 1.0m程度 < 1.4未満※ ※評価基準値

□副次効果 ○ライフラインの強化(電線共同溝による統合整備)

**(3) 事業の妥当性評価**

妥当 妥当でない

**①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)**  ○

地域の重要な生活道路であるとともに、韮崎市と上田市を結ぶ幹線道路であり、第一次緊急輸送道路にも指定されており、社会的受益は大きく極めて公共性が高い。

**②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)**  ○

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第5条により道路管理者が、電線共同溝を建設することとなっている。また、当路線は県管理国道であり県が行うべき事業である。

**③経済妥当性**  ○

電線共同溝事業であり、費用便益の算出規定が無いため不算出。

**④事業実施・規模の妥当性**  ○

第7期無電柱化推進計画に位置付けられ、未整備区間を整備するため、現地の状況に即した事業規模である。

**⑤整備手法の有効性**  ○

低コストな電線共同溝方式を採用することで事業費が最も経済的な計画としている。

**⑥環境負荷等への配慮**  ○

電線類地中化による環境への負荷はない。

**⑦事業計画の熟度**  ○

第7期無電柱化推進計画における事業箇所として、電線管理者と協議が行われており熟度が高い。

総合評価

[貢献度ランク: a]

**(2) 整備内容**

**①整備内容** 電線共同溝 L=360m (両側720m)

**②着手年度** 令和3年度 **③完成見込年度** 令和9年度

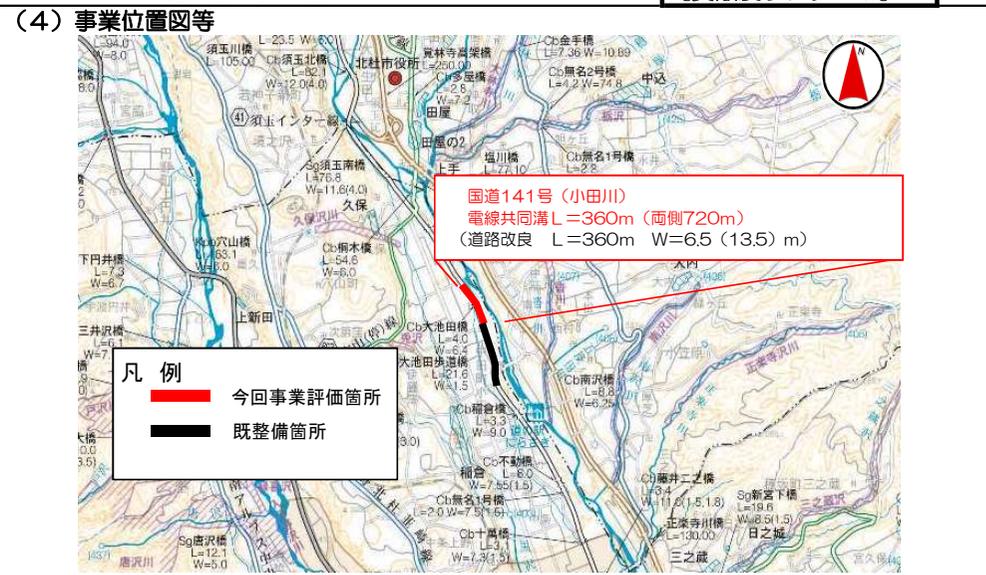
**④総事業費** 約300百万円  
 (国費177百万円(5.885/10) 県費123百万円(4.115/10))

**⑤年度別の整備内容 (事業費)**

|         |           |         |
|---------|-----------|---------|
| 令和3年度   | 詳細設計      | 10 百万円  |
| 令和4~7年度 | 電線共同溝工事   | 255 百万円 |
| 令和8~9年度 | 連系・引込設備工事 | 35 百万円  |

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

**⑥既整備内容・期間・事業費**  
 既整備 電線共同溝 L=860m W=6.5(13.0)m H20年~H26年 C=7.7億円

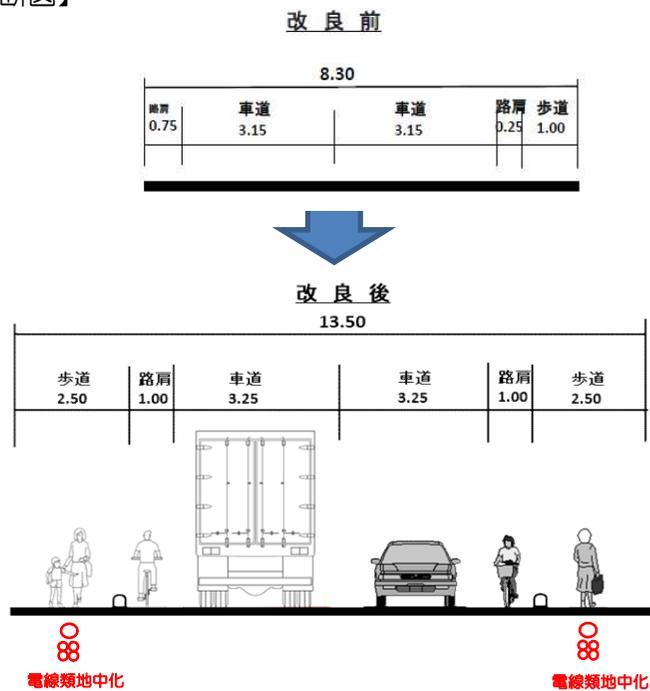


## 2. 添付資料シート

【平面図】



【標準横断面図】



【写真①】



現道の状況

【写真②】



整備済み区間からの延伸